

## はなして翻訳 for Biz サービス利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、この「はなして翻訳 for Biz サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）のほか、当社が法人に対して提供するサービスである「ビジネスプラス」の利用規約（以下「ビジネスプラス利用規約」といい、本規約と併せ、以下「本規約等」といいます）に従って、「はなして翻訳 for Biz サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第1条 （規約の適用、ご利用条件等）

- (1) 本規約は、本サービスの利用（本サービスアプリの使用を含みます。以下同じとします。）に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。
- (2) 本サービスの利用には、当社との間でビジネスプラス利用規約に基づく契約（本サービスを利用することができる権利の付与をその内容に含むものに限るものとし、以下「ビジネスプラス契約」といいます。）が有効に存続していることが必要となります。
- (3) 第 3 条に定める本サービスにより当社が提供する機能のご利用には、本サービスアプリ（第 2 条④で定義します。）が必要となります。本サービスアプリのご利用にあたっては、事前に、本規約の他、当社が別途定める「はなして翻訳 for Biz アプリソフトウェア使用許諾書」及び「オペレーター通訳アプリ使用条件」（以下総称して「本サービスアプリ使用条件等」といいます。）の内容にご同意いただく必要があります。

### 第2条 （用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下各号に定めるとおりとします。

- ① 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
- ② サービス契約者：当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- ③ 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<http://www.docomo.biz/>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしている条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定めが変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、本規約の内容に含まれるものとします。
- ④ 本サービスアプリ：第 3 条に定める本サービスによる機能を実現するアプリ

ーションソフトウェアである、「はなして翻訳 forBiz アプリ」及び「オペレーター通訳アプリ」の総称をいいます。

- ⑤ 対応端末：当社が、本サービスアプリを利用することができる端末として、別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。
- ⑥ 本サービスキー：本サービスアプリを利用するために必要な、サービス契約者を識別するための、文字、数字、記号等から成るパスワードをいいます。はなして翻訳 forBiz アプリを利用するために必要な本サービスキーを「本サービスキー①」といい、オペレーター通訳アプリを利用するために必要な本サービスキーを「本サービスキー②」といいます。
- ⑦ カスタマイズ機能：サービス契約者が指定する各言語の単語、文章等（総称して以下「専用辞書」といいます。）に係るデータを、当社のサーバ内のサービス契約者専用の領域（以下「専用サーバ」といいます。）に登録し、第3条第(1)項で定める①自動音声翻訳機能のために利用することができる機能をいいます。カスタマイズ機能のご利用には、別途個別の申込み及び契約が必要となります。詳細は、本サービスサイト又は当社の担当者へご確認ください。

### 第3条 （本サービスの内容等）

- (1) 本サービスは、サービス契約者が、自己の顧客（主に、訪日外国人、在留外国人等、日本語を母国語としない者を指すものとします。）への接客、応対のために利用することを目的（以下「本目的」といいます。）に、当社が、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本条の他、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、本サービスアプリのバージョン、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。

- ① 自動音声翻訳機能
- ② 予め当社又はサービス契約者が登録した定型文を表示する機能
- ③ IP テレビ電話機能による、オペレーターを介した通訳機能（以下「オペレーター通訳サービス」といいます。）。オペレーター通訳サービスには、24 時間ご利用いただける「24 時間プラン」と、午前 10 時から午後 9 時の間にご利用いただける「デイトタイムプラン」があります。
- ④ カスタマイズ機能

上記①及び②は、はなして翻訳 forBiz アプリにより提供され、上記③はオペレーター通訳アプリにより提供されます。各機能の詳細は、本サービスサイト又は本サービス使用条件等に定めるとおりとします。

- (2) 当社は、サービス契約者から、当社所定の方法によりカスタマイズ機能の利用の申し出を受け、当社がこれを承諾した場合、専用サーバを構築し、サービス契約者によるカスタマイズ機能の利用のためにこれを提供します。なお、専用辞書に係るデ

ータの専用サーバへの登録に関する作業等については、当社とサービス契約者との間で別途締結する契約（以下「専用辞書登録に関する契約」といいます。）によりその条件等を定めるものとします。

- (3) 当社は、本サービスについて、サービス契約者の特定の利用目的への適合性、翻訳結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等について何ら保証するものではなく、これらに関連してサービス契約者又は第三者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。なお、専用辞書登録に関する契約の定めにかかわらず、カスタマイズ機能に関する保証は本項に定めるとおりとします。
- (4) 本サービスアプリの利用にあたっては、ご利用の機能に応じて、別途パケット通信料等がかかります（本サービスアプリのバージョンアップ時等を含みます）。なお、本サービスアプリは、当社以外の通信会社が提供する通信サービス（Wi-Fiによる通信を含みます。）においてもご利用いただけますが、通信サービスを提供する事業者各社が提供するパケット通信の定額サービス等をご契約の場合であっても、一部その適用対象外となる場合があります。各通信サービスの利用条件、料金等については、当社又は各通信サービスを提供する事業者へお問い合わせください。
- (5) 本サービスの利用可能地域（本サービスアプリの利用可能地域を含み、以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内とします。サービス契約者は本サービスを利用可能地域以外の地域でも利用できる場合がありますが、当社は、当該地域での本サービスの利用について何ら保証するものではなく、当該地域で本サービスを利用したことによりサービス契約者又は第三者に損害が生じたとしても一切責任を負いません。

#### 第4条 （利用契約の成立及び本サービスの提供開始日）

- (1) 当社とサービス契約者との間の利用契約は、ビジネスプラス契約の成立と同時に成立するものとします。なお、サービス契約者は、ビジネスプラス利用規約の定めに従いビジネスプラス契約の申込みを行った時点で、本規約の内容に同意したものとします。
- (2) 当社は、ビジネスプラス契約の成立日から起算して5営業日以内に、本サービスの提供開始日をサービス契約者に対して通知するものとします。

#### 第5条 （本サービスアプリの利用等）

- (1) サービス契約者は、当社に対して、当社所定の方法により、本サービスアプリを利用する対応端末の台数（以下「ライセンス数」といいます。）を報告するものとします。
- (2) サービス契約者は、ライセンス数に増減がある場合、当社所定の方法によりこれを申し出るものとし、当社はその可否を当社所定の方法により通知するものとします。
- (3) 当社は、前項に定めるサービス契約者からの申し出のうち、はなして翻訳 forBiz

アプリに関し、当社がこれを承諾した場合、当該はなして翻訳 forBiz アプリのライセンス数に係る増減内容の適用日をサービス契約者に対して通知するものとします。なお、オペレーター通訳アプリについては、次条第(4)項に定めるとおりとします。

#### 第6条 (本サービスキー)

- (1) 当社は、1 サービス契約者につき、1つの本サービスキー①を発行します。サービス契約者は、はなして翻訳 forBiz アプリを利用する場合、当該本サービスキー①を入力する必要があります。
- (2) 当社は、サービス契約者がオペレーター通訳サービスを利用する場合、オペレーター通訳アプリのライセンス数分の、ユニークな本サービスキー②を発行します。サービス契約者は、オペレーター通訳アプリを利用する場合、当該本サービスキー②をそれぞれ入力する必要があります。
- (3) 当社は、利用契約が成立した場合、本サービスキー①及び予めサービス契約者から届出を受けた、オペレーター通訳アプリのライセンス数に応じた本サービスキー②を発行し、第4条第(2)項に定める通知と併せて、サービス契約者に通知します。
- (4) 当社は、第5条第(2)項に基づきサービス契約者よりオペレーター通訳アプリのライセンス数について増減の申し出があり、当社がこれを承諾する場合、当該承諾通知と併せて、新たに発行し又は失効させる本サービスキー②及び当該オペレーター通訳アプリのライセンス数に係る増減内容の適用日を通知するものとします。なお、当該オペレーター通訳アプリのライセンス数に係る増減内容の適用日をもって、ライセンス数を増加させる場合は新たに発行する本サービスキー②がご利用可能となり、ライセンス数を減少させる場合は失効対象となる本サービスキー②がご利用いただけなくなります。
- (5) サービス契約者は、当社が発行した本サービスキーを自らの責任において厳重に管理するものとし、本目的の範囲を超えて、第三者に利用させ、貸与し、若しくは譲渡し、又は売買等をしてはならないものとします。
- (6) サービス契約者は、当社から本サービスキーの通知を受けた場合、本サービスキーの正常性を検査するものとします。
- (7) サービス契約者は、本サービスキーに不備、不足その他不具合等があることが判明した場合、当社に対し、有効な本サービスキーの発行を要求することができるものとします。当社は、当該要求を受けた場合、要求を5営業日以内に新たな本サービスキーを発行するものとします。この場合、サービス契約者は、前項の定めに従い必要な検査を行うものとします。
- (8) 当社は、本サービスキーが本サービスアプリ上で入力された場合は、全てサービス契約者自身により入力されたものとみなします。本サービスキーの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はサービス契約者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。

- (9) 本サービスキーが不正に使用されたことにより、当社に損害が生じた場合、サービス契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。
- (10) サービス契約者は、本サービスキーが盗難若しくは紛失にあった場合、又は第三者に不正に使用されたことを知った場合は、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

#### 第7条 (知的財産権等)

本サービスに関連して又は本サービスを通じてサービス契約者に提供される本サービスアプリ、専用サーバ、その他の情報・コンテンツ等（以下「本サービスコンテンツ等」といいます。）に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスコンテンツ等を使用することができるものとします。

#### 第8条 (禁止事項)

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 本サービス（本サービスアプリ及び専用サーバを含みます。以下本条及び第10条において同じとします。）を、本目的以外の目的（第三者に再販売することを含みますが、これに限られません。）及び予め当社が承諾した範囲を超えて利用又は使用する行為
- ③ 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑤ 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑥ 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑧ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれの

ある行為

- ⑨ 本サービスを利用可能地域以外の地域で利用する行為
- ⑩ 本サービスキーを不正に使用する行為（第三者に使用させることを含みますが、これに限られません）
- ⑪ 本サービスコンテンツ等について、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスコンテンツ等を第7条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- ⑫ 本サービスコンテンツ等について、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- ⑬ 本サービスコンテンツ等に付されている著作権表示その他の権利表示を除去し、又は変更する行為
- ⑭ 当社の定める手順に反する方法で本サービスアプリをインストールし、使用する行為。その他、本サービスアプリを、本規約又は本サービスアプリ使用条件等に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為
- ⑮ その他当社が不適切と判断する行為

#### 第9条 （利用料金等）

- (1) サービス契約者は、本サービスの利用にかかる料金（以下「利用料金」といいます。）につき、ライセンス数に応じた金額及びご利用のオペレーター通訳サービスのプランに応じた金額をお支払いただきます。金額、支払方法、適用条件等については、ビジネスプラス利用規約に定めるとおりとします。
- (2) 第(1)項の定めにもかかわらず、サービス契約者は、カスタマイズ機能を利用する場合、前項に定める利用料金とは別に、当社所定の料金を当社が指定する方法によりお支払いただきます。詳細は本サービスサイト又は当社の担当者へご確認ください。

#### 第10条 （個人情報）

- (1) 当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及びサービス契約者から取得する法人に関する情報又は個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」<<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/>>（当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。
- (2) 本サービスアプリを使用することにより収集される情報、データ等、またその利用目的等については、本サービスアプリのアプリケーションプライバシーポリシーに定めるとおりとします。

## 第11条 （提供中断等）

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。
  - ① 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
  - ② 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
  - ③ 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
  - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
  - ⑤ 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができます。
- (3) 当社は、第(1)項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を本サービスサイト上に掲載する方法によりサービス契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。
- (4) 当社は、第(1)項又は第(2)項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等によりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

## 第12条 （提供停止等）

- (1) 当社は、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、サービス契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
  - ① 第8条（禁止事項）又は第19条（変更の届出）に違反したとき。
  - ② ビジネスプラス利用規約に定める利用料金の支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
  - ③ 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
  - ④ 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
  - ⑤ その他本規約等に違反したとき。
  - ⑥ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (2) 当社は、サービス契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が第15条（当社が行う利用契約の解除）に基づき利用契約を解

除することを妨げるものではありません。

- (3) 第(1)項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、サービス契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

#### 第13条 (本サービスの廃止)

- (1) 当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部又は一部を廃止すること及び本サービスアプリの全部又は一部の提供を終了することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法等、その他当社所定の方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとし、なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとし、
- (2) 当社は、前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部を廃止し、又は本サービスアプリの全部又は一部の提供を終了したことにより、サービス契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

#### 第14条 (サービス契約者が行う利用契約の解約)

サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合は、当社に対しその旨を申し出るものとし、当社所定の手続きに従い、解約の手続を行うものとし、なお、月の途中の解約の手続が完了した場合、当該手続が完了した日にかかわらず、利用契約の終了日は当月末日となります。

#### 第15条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、サービス契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとし、

- ① 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第12条(提供停止等)第(1)項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社所定の期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- ③ 第8条(禁止事項)に違反したとき。
- ④ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ⑤ 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は仮差押え、保全差押え若しくは差押えを受けたとき。
- ⑥ 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- ⑦ その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。



#### 第16条 (利用契約の終了)

第13条(本サービスの廃止)第(1)項、第14条(サービス契約者が行う利用契約の解約)及び前条のほか、サービス契約者と当社との間のビジネスプラス契約が終了した場合は、当該終了の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

#### 第17条 (本サービスアプリの瑕疵)

当社は、本サービスアプリに瑕疵が発見された場合で、当該瑕疵の修補が必要であると認めるときは、瑕疵のない本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの瑕疵を修補するものとします。この場合、サービス契約者は、本サービスアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする必要があります。なお、本サービスアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。

#### 第18条 (通知)

- (1) 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
  - ① サービス契約者が利用契約に基づき当社に届け出ている名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
  - ② サービス契約者が利用契約に基づき当社に届け出ているメールアドレスへの電子メールによる通知
  - ③ その他当社が適当と判断する方法
- (2) 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) 当社は、第(1)項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

#### 第19条 (変更の届出)

- (1) サービス契約者は、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他の本サービスに関する当社への届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がない場合(届出後、当社がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。)、本規約に定める当社からの通知については、当社がサービス契約者から届出を受けている連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
- (2) 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の

提示又は提出をサービス契約者に求める場合があり、この場合、サービス契約者はこれに応じるものとします。

#### 第20条 (残存効)

利用契約が終了した後も、第9条(利用料金)、第10条(個人情報)、第11条(提供中断等)第(4)項、第13条(本サービスの廃止)第(2)項、第22条(権利の譲渡等)の定めは、なお有効に存続するものとします。

#### 第21条 (規約の変更)

当社は、本サービスサイト上に掲載する方法によって、予めサービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、当該変更後の本規約が適用されます。

#### 第22条 (権利の譲渡等)

サービス契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

#### 第23条 (その他)

本規約に定めのない事項については、ビジネスプラス利用規約の各規定が適用されるものとします。また、本規約とビジネスプラス利用規約の各規定が抵触する場合は、本規約が優先して適用されるものとします。

#### 附則(平成28年6月1日)

本規約は、平成28年6月1日から実施します。

#### 附則(平成28年7月25日)

この改定による本規約は、平成28年7月25日から実施します。